◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発会計第３号（№.３）

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　トンネル定期点検業務（電子入札対象案件）

⑶　業務内容　北海道開発局管内の直轄国道に供用又は完成しているトンネルについて点検を実施するものであり、具体的内容は次に示すとおりである。

①　トンネル定期点検　当該年度予定する38トンネルの定期点検を行う。

②　点検結果の記録　現地点検の結果を「道路トンネル点検・調査・対策データ作成プログラム（トンネル2003）」へ入力する。

③　応急措置　必要に応じ変状の応急措置、標準調査等の提言を行う。

⑷　履行期限　平成24年３月23日

⑸　本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務のうち、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う履行体制確認型総合評価落札方式の試行業務である。

⑹　本業務は、資料（技術提案書を除く）、の提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

2　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格　入札に参加しようとする者は、①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

①　単体企業

ア）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ）北海道開発局における業務区分「土木関係コンサルタント」に係る平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

ウ）北海道開発局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

エ）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する有資格業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

②　設計共同体　①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年３月30日付け北海道開発局長）に示すところにより北海道開発局長からトンネル定期点検業務に係る設計共同体として競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の決定を受けているものであること。

⑵　入札参加者を選定するための基準　北海道開発局工事等競争参加者選定要領（平成12年12月19日付け北開局工第333号）第27条の規定に基づく指名基準による。なお、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

⑶　参加表明書に関する要件

１）参加表明書の提出者に対する要件

①　同種又は類似業務の実績　下記に示される同種又は類似業務等について、平成13年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において１件以上の実績を有さなければならない。

・同種業務：国、地方自治体、高速道路株式会社（東日本、中日本、西日本、首都、阪神、本州四国連絡）、旧日本道路公団、旧本州四国連絡橋公団が発注した、トンネル点検業務又はトンネル変状調査業務

・類似業務：国、地方自治体、高速道路株式会社（東日本、中日本、西日本、首都、阪神、本州四国連絡）、旧日本道路公団、旧本州四国連絡橋公団が発注した、トンネル補修設計業務

・トンネルに関する研究実績

②　実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「北海道開発局委託業務成績評定要領」（平成７年４月３日付け北開局工第２号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

③　平成20年度から21年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合、地方整備局発注の「土木関係建設コンサルタント業務」）の「土木関係コンサルタント業務」の平均業務成績が60点以上であること。ただし、業務の実績がない場合は、この限りではない。

２）配置予定技術者に対する要件　外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知の日は平成23年４月20日を予定する。

予定管理技術者については下記のア）、ウ）、エ）に示す条件を満たす者であり、イ）の実績を有する者であることとする。

ア）下記のいずれかの資格を有する者

［１］　技術士（総合技術監理部門：建設―トンネル、又は道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

［２］　技術士（建設部門：トンネル、又は道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

［３］　ＲＣＣＭ（トンネル、又は道路部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

イ）下記のいずれかの実績を有する者。

［１］　平成13年度以降公示日までに完了した業務のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」において１件以上の実績を有する者。

・同種業務：国、地方自治体、高速道路株式会社（東日本、中日本、西日本、首都、阪神、本州四国連絡）、旧日本道路公団、旧本州四国連絡橋公団が発注した、トンネル点検業務又はトンネル変状調査業務

・類似業務：国、地方自治体、高速道路株式会社（東日本、中日本、西日本、首都、阪神、本州四国連絡）、旧日本道路公団、旧本州四国連絡橋公団が発注した、トンネル補修設計業務

［２］　同種又は類似業務に関する調査・計画業務の管理技術者の経験を有する者、もしくは、高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験を有する者。

［３］　トンネルに関する研究実績

ウ）平成23年４月１日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が４億円未満かつ10件未満である者、ただし、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量（本業務及び特定後未契約のものを含む）が４億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務。

エ）平成20・21年度に完了した業務について、担当した北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合、地方整備局発注の業務）の平均業務成績が60点以上であること。ただし、業務の実績がない場合は、この限りではない。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出する